

## 第二次大阪府再犯防止推進計画（案）の策定に向けた方向性について

### ○第二次大阪府再犯防止推進計画の策定について

- ・ 「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 104 号。以下「再犯防止推進法」という。）が平成 28 年 12 月に施行され、第 8 条第 1 項では、都道府県及び市町村は、国の「再犯防止推進計画」を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされています。
- ・ 大阪府では、令和 2 年 3 月に大阪府再犯防止推進計画を策定しており、その計画期間は令和 5 年度で満了します。
- ・ 大阪府再犯防止推進計画に基づいた取組では、例えば、住居の確保等で一定の成果が上がり、計画の“めざす姿”で示した「刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合及び新受刑者に占める再入者の割合の抑制」は概ね達成しています。
- ・ また、国では令和 5 年 3 月 17 日に「第二次再犯防止推進計画」を閣議決定しました。その計画において都道府県の役割は、「①市区町村に対する必要な支援や域内のネットワークの構築に努める」や、「②市区町村が単独で実施することが困難と考えられる就労に向けた支援や配慮を要する者への住居の確保支援」、「③罪種・特性に応じた専門的な支援などについて、地域の実情に応じた実施に努める」とされています。大阪府ではこのうち①及び③を重点的に取り組んでいくことを考えています。
- ・ 以上を受けて大阪府では「第二次大阪府再犯防止推進計画」を策定します。第二次大阪府再犯防止推進計画は、大阪府再犯防止推進計画の効果検証を行った上で、国の第二次再犯防止推進計画の内容を踏まえつつ、必要に応じて記載内容を修正しながら、策定します。
- ・ 第二次大阪府再犯防止推進計画の計画期間は令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間です。
- ・ 計画の構成としては、次のとおりです。第 1 章の「策定の経過及び趣旨」に大阪府再犯防止推進計画の効果と検証」を追加する以外は構成に変更ありません。
  - 序章 再犯防止の重要性
  - 第 1 章 計画の概要—策定の経過及び趣旨、計画の位置づけ等
  - 第 2 章 基本的な施策
    - 1 就労・住居の確保
    - 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進
    - 3 非行の防止等
    - 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援
    - 5 民間協力者の活動の促進及び広報・啓発活動の推進
    - 6 国、民間団体等との連携強化
  - 第 3 章 推進体制等

## ○スケジュール

- ・ 大阪府庁内各部署に対して新規施策の掘り起こし等を照会し、大きな修正、追加はありませんでした。
- ・ 12月中にパブコメを実施し、2月議会の審議を経て来年3月に策定予定です。

## ○次期計画のポイント

- ・ 次期計画のポイントは、「1. 大阪府再犯防止推進計画の効果検証」をする点と、「2. 新規施策の追加及び既存施策の修正」をする点の2点です。

1. 大阪府再犯防止推進計画の効果検証については、「大阪府再犯防止推進計画に基づく取組及び第二次計画の取組」の通りです。

2. 新規施策の追加及び既存施策の修正については、以下の通りです。

- ・ 現状で追加予定の新規施策は以下の5点です（①は前ページの都道府県の役割のうち、「市区町村に対する必要な支援や域内のネットワークの構築」、③は「罪種・特性に応じた専門的な支援」に関するものです。）。

### ➤【性犯罪者に対する取組】

#### ○性犯罪者に対する心理カウンセリング支援制度【入口支援（実刑を受けていない方への支援）】－③

盗撮や痴漢などの特定の性犯罪を行い、起訴猶予等の処分を受けた者を対象に、再犯を防止するための心理カウンセリング支援を実施します。

### ➤【ストーカー加害者に対する取組】

#### ○ストーカー加害者に対する公費負担カウンセリング制度－③

「警告」や「禁止命令等」の措置を講じた後も継続して行為を行うストーカー加害者のうち、治療に対する働きかけに同意したものの、経済的理由により医療機関への受診等を断念する加害者に向け、提携医療機関での公費負担によるカウンセリングを行います。

### ➤【民間協力者の活動の促進及び広報・啓発活動の推進】

#### ○福祉と連動する更生支援を通じた地域共生社会の実現－③

被告人段階にある特に高齢者や障がい者が、拘置所に勾留されることで、外界との交流が遮断され、地域へ移行することが困難となる状況を補うパンフレットや動画等の作成と支援力強化を構築します。本人が犯罪行為や法に触れるような行動に目を向け、新たな生活に踏み出せるように気持ちを整えるため、支援者が本人の特性等を理解できるようにする様式を作成し、さらに、弁護活動の一環として福祉的支援を行う中で活用されている計画書の内容についてもシームレスな地域移行ができるよう改良を試みます。

#### ○国機関及び府内市町村との共催による企画展示－①

法務省の地方機関や府内市町村と連携して、パネル展示及び再犯防止に関する講演会を開催し、再犯防止について広報・啓発を行います。

### ➤【国、民間団体等との連携強化】

#### ○被疑者等支援業務に関する会議（大阪府地域生活定着センター）への参加－①

大阪府地域生活定着支援センターが主催する「被疑者等支援業務に関する会議」に参加し、大阪地方検察庁等の国機関及び大阪弁護士会等の民間団体との情報共有を図るとともに、連携を強化します。